

ドイツの新連立政権の年金政策

— 少子高齢化をいかに乗り切るか —

藤本 健太郎

■ 要約

ドイツにおいても少子高齢化などに伴って年金財政が悪化しており、我が国と同様に年金問題は大きな社会問題である。歴代政権は年金問題と苦闘を続けてきており、新連立政権がどのような年金政策をとるか注目されていた。年金改革に奇手はなく、収入増のための保険料率引き上げ或いは増税、支出抑制のための給付水準カット或いは支給開始年齢の引き上げのいずれかが柱とならざるを得ない。ドイツの新政権が打ち出した改革案は、保険料率の引き上げと支給開始年齢の引き上げを柱とするものであった。

また、賦課方式の年金制度にとって、少子化の進行が必然的に財政問題を生じさせることを考えれば、少子化対策こそが根本的な年金問題の解決策とみることもできる。我が国同様に少子化傾向の顕著なドイツにおいて、年金制度に少子化対策を組み込む動きが活発であることも注目される。

■ キーワード

ドイツ、年金、支給開始年齢、少子高齢化

はじめに

「年金に対する信頼の回復」。これは日本だけの課題ではない。昨年12月に発足したドイツの大連立政権が結んだ連立協定の社会保障部分のタイトルには「信頼できる社会保障 (Soziale Sicherheit verlässlich)」とあり、与党のキリスト教民主同盟/キリスト教社会同盟 (CDU/CSU) はホームページ上で年金政策に関して、「信頼できることが我々のトレードマークでなければならない (Verlässlichkeit muss unser Markenzeichen sein)」と書いている。

このように、ドイツの年金制度もまた、我が国と同じように厳しい財政上の問題を抱えており、特に若い世代の間に将来の持続可能性について不安が広がっている。

本稿では、なぜドイツの年金は厳しい状況に陥ったのか、政府は年金問題にどのように対応し

てきたかなど、ドイツの年金を巡る状況を概観したうえで、CDU/CSUと社会民主党 (SPD) による新しい連立政権が、どのような方向で年金制度を改革しようとしているのかを分析する。

1. ドイツ年金財政の悪化

(1) 人口の少子高齢化

ドイツの年金財政が悪化した要因としては、まず人口動態の変化が挙げられる。

我が国において急速な高齢化が進んでいることはよく知られているが、ドイツにおいても高齢化は進行しつつある。2003年にドイツ連邦統計庁が公表した第10次将来推計人口によると、中位推計では、65歳以上人口が総人口に占める割合は2000年には17.1%であったが、2020年には22.2%に上昇し、2030年には26.6%と総人口の4分の1を越え、2050年には29.6%と、ほぼ30%

に達する。現行のドイツの年金制度では、老齢年金の支給開始年齢は65歳であることから、この比率は、ほぼ総人口に占める年金受給者の比率とみることができる。50年間で10ポイント以上受給者の比率が伸びることになり、現役世代の保険料で年金給付を賄う賦課方式の年金財政は当然に厳しい状況となる。

このようにドイツ社会において高齢化が進む理由としては、平均寿命の伸長と少子化の進行がある。

平均寿命は、1998 - 2000年には男性が74.8歳、女性が80.8歳であった。第10次将来推計人口の中位推計によると、2050年には男性は81.1歳、女性は86.6歳にまで伸びることが予測されている。

少子化の進行状況をみると、2000年のドイツの合計特殊出生率は1.38であり、1.29である日本と同様に、先進国の中でも最も低いグループに入ると言える。第10次将来推計人口では、将来的にも低い出生動向が継続し、2050年の合計特殊出生率は1.40であると予測されている。少子化が進むということは、年金保険料を支払う現役世代の人口が減少することを意味する。20～65歳人口は、やはり中位推計では、2000年には約5112万人であったものが、2050年には約4078万人にまで減少すると推測されている。

(2) 低迷する経済

ドイツの年金財政が悪化している理由としては、人口の少子高齢化以外に、経済の低成長も挙げられる。年金の主たる財源が保険料であり、保険料が基本的にサラリーマンの賃金に一定の比率をかけて計算されることを考えれば、賃金の動向に保険料収入が左右されるのは明らかである。すなわち、経済成長が高ければ賃金も大きく伸びて年金も増収となり、低成長であれば賃金は伸びず年金も減収となる。日本ではあまり認識されていない印象があるが、ドイツ政府の年金に関する年次報告書では、経済成長が予想よりも低かったため、

保険料収入が予想を下回ったというような分析がなされている¹⁾。

我が国においては、いわゆるバブル崩壊後に経済成長が長らく低迷したことが年金保険料収入に大きなマイナスの影響を及ぼしたと考えられるが、ドイツ経済も近年は低調である。2003年後半以降、ドイツ経済は景気循環の回復局面にあり緩やかに拡大していると言われるが、それでも2004年のGDP成長率は1.6%にとどまった。失業率は2005年1月時点で12.1%と高い水準のままであり、個人消費も伸び悩むなど、ドイツ経済は力強い回復基調にあるとまでは言えない状態にある。年金財政の将来見通しにおいては、2030年までの経済成長率は平均で年率1.7%と見込まれている²⁾。

2. ドイツの年金制度

ここで、ドイツの年金改革の動向を述べる前に、ドイツの年金制度のアウトラインを確認しておきたい。

ドイツの年金制度は、我が国のような皆年金ではない。しかし、自営業者が一部の職種を除いて基本的に任意加入となっているとはいえ、一般のサラリーマンには加入義務があり、国民の多くは公的年金制度に加入している。官吏、裁判官、職業軍人等は無拠出の恩給(Pension)の対象となっている。

公的年金は、我が国と違い、積立金はほとんどなく、完全な賦課方式で運営されている。

保険料は定率(19.5%)であり、我が国の厚生年金の報酬比例部分と同様に、保険料の額は被保険者の報酬に比例し、支払った保険料の額は年金給付額と連動している。年金給付額は賃金スライドによって実質価値が担保されるが、後述するように抑制措置が講じられている。

3. シュレーダー政権の年金改革

歴代のドイツ政権は、いずれも年金保険料率の上昇を抑制するという課題と取り組んできた。例

えば、コール政権においては、平均寿命の伸びなどに伴って給付水準を引き下げるとい改革が実施された。そして、コール政権の年金改革を批判して誕生したシュレーダー政権もまた、政権を握ってからは年金保険料率上昇を抑えるために苦闘することとなった。新政権の年金政策をみる前に、前政権の取り組んだ年金改革を振り返ることとする。

(1) 環境型税制改革による年金保険料率上昇の抑制

ドイツの年金保険料率は我が国よりも早くから高い水準にあり、1997年には既に20%を突破していた。これに対して、社会民主党と緑の党の連立政権であるシュレーダー政権は、環境型税制改革(ガソリン税や灯油税の増税)で得た増収分を年金財政に充てることによって保険料率を引き下げ、2001年にはいったん19.1%にまで引き下げた。

しかし、ドイツの年金制度は完全に賦課方式で運営されており、保険料収入がそのまま給付に充てられる。このため、人口が減少し、高齢化が進むということは、保険料を払う現役世代が減り、年金を受給する世代が増えることを意味し、年金財政の悪化に直結する。従って、ガソリン税などの引き上げによる増収分を投入することによって年金財政は一息ついたものの、2000年の将来人口推計に基づく連邦労働社会省(当時)の試算³⁾によれば、年金改革を行わなければ保険料率は再び大きく上昇し、2030年には26%に達すると予測された。ドイツでは各種の社会保険料率を合計すると40%を超えており、年金保険料率の更なる大幅な上昇は、実質的な人件費の上昇を意味することとなり、雇用政策の観点から許容できないものと考えられている。失業問題はドイツ社会の抱える非常に重要な課題であり、シュレーダー政権は、雇用を拡大するために社会保険料などの賃金に付帯するコストを40%以下に抑制することを公約として

いた。

政権発足当初、シュレーダー政権は、年金保険料率の上昇は段階的な環境型税制改革によって抑える予定であったように見受けられる。社会民主党と緑の党の連立協定には、上記の増税に加えて、5段階の環境増税を行うことが盛り込まれている⁴⁾。しかし、間の悪いことに原油価格が高騰してしまい、増税の影響と併せてガソリンが大きく値上がりしたため、国民の反発が非常に強まった。結局、これ以上のガソリン税などの引上げはできなくなり、年金財政の問題を解決する手段となりえなくなった。

(2) 年金改革2001

年金保険料率の上昇を抑制することは、年金改革の大前提である。しかも、ガソリン税などの増税による収入増にも期待できなくなったので、年金制度の中だけで改革しなければならなくなった。このため、シュレーダー政権の年金改革案は、給付水準の引下げなど国民に痛みを強いる内容となり、ドイツの年金制度改革法案は、2001年1月に連邦議会を通過した後、同年5月11日、連邦参議院で可決、成立した。その概要は次のとおりである。

「給付水準の引下げ」

従来、モデル年金(平均的な所得の人が45年加入した場合)の給付水準は、現役世代の平均可処分所得の70%となるように設定されていたが、10年後の2010年から給付設計を変更することにより、これを段階的に引き下げ、最終的に67%程度にすることとされた(当初案では64%だったが、議会審議を通じて引下げ幅は圧縮された)。

コール政権時代の1999年に、モデル年金の給付水準を70%から64%に引き下げるとい年金制度改革が行われたが、上述のとおり、当時野党だった社会民主党はこれを批判し、政権を取ると白紙に戻すと公約した。そして政権を取った後、

公約通り、この改革を白紙に戻したが、結局、給付水準を引き下げる年金改革を行うことを余儀なくされたわけである。

なお、給付設計変更による給付水準引下げの対象者は新規裁定者のみとし、既裁定者は対象とならないこととされた。また、コール政権時代の年金制度改革では、給付水準はすぐに引き下げられることとされたが、シュレーダー政権の改革案では、10年度に引き下げられることとされ、こうした点が違いであると説明されていた。

しかしながら、給付水準の引下げを行うことにかわりはなく、コール政権の給付水準引き下げを批判して誕生したシュレーダー政権が同じことをするのかと、強い批判を受けた。筆者は当時、在ドイツ日本大使館の書記官として年金改革の動向を追っていたが、労組の大会に出席したシュレーダー首相の横で組合員が年金改革に抗議するプラカードを持っている姿が報じられたことが強く印象に残っている。労組を支持基盤とするSPDとしては、まさに苦渋の選択であった。このことは、少子高齢化、経済の低成長といった厳しい状況下では、誰が政権をとっても似たような年金改革案にならざるを得ないことを示す良い例であると思われる。

年金の支出削減策としては、給付設計の変更による給付水準の引下げに加えて、新設される企業・個人年金の積立金を年金計算上の所得から控除することにより、賃金スライドの抑制が行われた。

年金保険料率を抑制するという点では、一見、給付設計の変更が大きい効果があるように思えるが、その実施は10年後からであり、しかも新規裁定者だけを対象とすることから、実際にはあまり効果はない。保険料率の上昇を実際に抑制するのは、すぐに実施され、既に年金を受給している人も対象とする賃金スライド方式の変更である。賃金スライドの抑制は実質的に給付水準（現役世代

の平均所得に対するモデル年金の比率)を下げる効果がある。具体的には、新企業・個人年金は任意加入であるが、年金計算上は全員が上限額まで積み立てると仮定し、現役世代の所得から差し引く。税制上の優遇措置の対象となる新企業・個人年金の積立上限額は段階的に引き上げられるため、これを裏側から見れば、現役世代の所得から差し引かれる額が段階的に引き上げられることになる。賃金スライドは現役世代の可処分所得の伸びに併せて行われるので、結果として、賃金スライドの伸びが抑制されることになる。なお、年金計算上の現役世代の所得からリスター年金の積立金を差し引くため、計算上の給付水準は下がらないが、従来どおりリスター年金の積立金も所得に含めて計算すれば給付水準は下がることから、実質的には給付水準引下げであるという指摘がなされている。

こうした給付設計の変更、賃金スライドの抑制により、保険料率の上昇は2020年まで22%以下にとどまり、ピーク時の2030年にも23%を越えることはないと思込まれた⁵⁾。

「積立方式の企業・個人年金の創設」

新しく導入された積立方式による企業・個人年金制度は、Zusätzliche Altersvorsorge（補足的な老後保障）とも呼ばれ、老後の生活保障の第一の柱である賦課方式の公的年金を補完する第二の柱として位置付けられた。また、現在では、創設時の大臣の名前にちなんでリスター年金と呼ばれることが多い。以下、本稿でも、リスター年金と呼ぶこととする。

リスター年金は自助努力により、所得の一部を積み立てていくことを基本とする年金である。しかし、公的年金制度の一翼を担うため、本人の積立金拠出に加えて国の補助があり、税制の優遇措置も講じられている。しかし、加入は強制ではなく任意である。年間の積立額には上限が設定され

表1 新企業・個人年金の積立限度額の推移

2002年および2003年	所得の1%
2004年および2005年	所得の2%
2006年および2007年	所得の3%
2008年および2009年	所得の4%

表2 新企業・個人年金に対する補助上限額の推移

	基本補助の上限額	児童補助の上限額
2002年および2003年	38ユーロ	46ユーロ
2004年および2005年	76ユーロ	92ユーロ
2006年および2007年	114ユーロ	138ユーロ
2008年以降	154ユーロ	185ユーロ

注：児童補助は子供1人ずつに対する補助であり，例えば子供が2人いれば上限額は2倍となる。

ており、上限額は表1のように段階的に引き上げられる。

また、国による補助には、基本補助(Grundzulage)と児童補助(Kinderzulage)の二種類が設定された。どちらも、上記の積立限度額と同じように段階的に上限額が増加する。また、自己積立の額に応じて国の補助は増額されるが、原則として、全く自分で積立を行わない者は補助を受けられないこととされた。

(3) 2004年改革

批判を受けながらも実現した2001年の改革によって、しばらくはドイツの年金制度は安定的に運営できるはずであった。

しかし、予想よりも平均寿命が伸びたために支出が増加すると同時に、経済成長が想定よりも低かったために保険料収入が伸びず、再び改革を行う必要が生じた。

2004年の改革は、変動準備金(積立金ではなく、予想を上回る給付増などに対応するために保持されているもの)を取り崩したり、年金の支払日を遅らせるなど、抜本的な制度改革というよりも緊急避難的な印象が強い内容が含まれており、ドイツの年金の置かれている苦境が察せられるものであった。日本とドイツは、ともに賦課方式を基本としつつも、日本の年金が約170兆円にのぼる積立金を有するのに対して、ドイツは上述のとおり、変動準備金しか保有しない。このため、ドイツでは予想よりも保険料収入が減少したり、年金給付が膨ら

んだ場合、すぐに手を打たなければならない。日本の年金積立金は、平均寿命の伸び、出生率の減少、不況などの年金を取り巻く環境悪化によるショックを吸収する役割を果たしている。

ドイツの2004年改革の中で中長期的に大きな意味を持つものとしては、持続的要素の導入により、長期的に年金財政が安定するように給付水準を調整することにした点が挙げられる。持続的要素は、年金受給者の年金保険料支払者に対する比率が上昇すれば賃金スライドを抑制し、逆に年金受給者の年金保険料支払者に対する比率が下降すれば、賃金スライドを伸ばすというものであり、少子高齢化が進む状況下では賃金スライドを抑制する効果をもつ。すなわち、リースター年金の副次的効果によって抑制される賃金スライドの伸びをさらに抑える目的をもつ政策であると言える。年金の給付水準を引き下げの場合、給付設計自体を変更することは影響が大きく、まして給付されている年金の実額を下げることは年金生活者の暮らしを直撃することから、政治的に実現しがたい。我が国においても、平成16年改正ではマクロ経済スライドの導入によってスライドの伸びを抑制することによる給付水準の引下げが行われたわけであり、年金給付額の伸びを抑えるという点で、日独両国の給付抑制策は共通している。

しかし、持続的要素の導入も、後述するように、ドイツ経済が低成長にとどまり賃金水準が上昇しなかったために、期待されたほどの効果を発揮しなかった。

4. 選挙戦における各党の主張

選挙戦時点の与野党の主張は、次のようなものであった⁶⁾。

(1) 社会民主党 (SPD)

法定年金保険は今後も老後保障の最も重要な柱であり続ける。経済が成長すれば、所得も雇用も増え、将来においては年金受給者もまた、その恩恵を受けられる。年金給付額を減額するというCDU/CSUの考えには同意しない。

企業年金と個人年金がさらに強化され、高齢者のよりよい生活保障が実現することを望む。そのために追加的な積立方式の老後保障を援助する。

また、労働者が55歳のような早期に引退することを余儀なくされることを望まず、より長く労働できることを望む。実質的な年金支給開始年齢が65歳になることを目標とする。

(2) キリスト教民主同盟/社会同盟 (CDU/CSU)

法定年金保険は常に老後保障の重要な柱である。しかし、私的にそれを補足することによって生活水準を保障するというニーズは切実である。

年金保険の長期的な安定のためには生涯労働期間を長くすることが必要である。このために、職業教育期間の短縮と、より早い職業生活のスタートを支持する。また、高齢者の就業機会が改善されることを望む。そして、労働市場が許容する範囲において、年金支給開始年齢の段階的な引き上げが検討課題となる。

必要な年金改革に関しては、3つの原則がある。人口の動向によってぐらつかないこと、家庭に優しいこと、世代間の公平性である。

2007年1月1日以降に生まれた子どもについて、毎月50ユーロの保険料軽減として「子どもボーナス」を年金保険に導入する。この給付は子どもが12歳になるまで継続する。このことによ

て、子どもが負担する将来の保険料に対して家庭に報いる。

年金保険の保険料は長期的に現在の保険料水準にあわせられるべきである。

また、個人・企業年金を重視する。現在の私的後保障に関する複雑な規則を簡素化する。そうして事務量を減らすことにより、年金積立金の利回りをより高くする。

このように、CDU/CSUは、年金保険料率を上昇させず、長期的に現在の水準にあわせると言明していた。しかし、そのために具体的な方策は示されておらず、ドイツ労働総同盟 (DGB) の社会保障に関する機関誌においては、「年金水準に大きくメスを入れることなく、このこと(保険料を現在の水準にあわせること)を実現するための呪文 (Zauberspruch) は選挙公約の中には存在しない」と皮肉られていた。

打出の小槌がない以上、年金改革は、人口動態に伴う保険料上昇を抑制するために収入増が見込めないとすれば、給付を切り込むほかに妙案はない。後述するが、CDU/CSUはSPD連立を組んだ後、支給開始年齢を引き上げることによる給付抑制を選択することになる。

5. 新政権の年金政策

保守政党と社会民主主義政党による大連立政権がどのような年金政策を打ち出すのかが注目された。ここでは、ドイツ政府の年次報告書である年金2005に沿って、新連立政権の年金政策を解説した資料⁷⁾ (原題: Umsetzung des Koalitionsvertrages im RENTENVERSICHERUNGSBERICHT2005。以下、「連立政権の年金政策解説」と呼ぶ。)に主として基づき、新政権の年金政策をみていくこととする。

(1) 年金保険料率の引き上げ

現在、19.5%である年金保険料率は2007年から19.9%に引き上げられる。

(2) 支給開始年齢の引き上げ

大きな制度改革として、老齢年金の支給開始年齢が65歳から67歳に段階的に引き上げられる。ただし、かなりゆっくりとしたスピードで実施される。連立政権の年金政策解説によれば、具体的には次のようなスケジュールで進められる。

2012年	65歳+1ヶ月
2013年	65歳+2ヶ月
2014～2022年	65歳+3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11ヶ月
2023年	66歳
2024年	66歳+2ヶ月
2025～2028年	66歳+4, 6, 8, 10ヶ月
2029年以降	67歳

かなり入り組んだ経過措置となっているが、2014年から2022年までは毎年1ヶ月ずつ、2025年から2028年までは毎年2ヶ月ずつ年金支給開始年齢を引き上げるという案である。結局、2012年に1ヶ月引き上げることになり、17年後の2029年になって67歳への引き上げが完了することになる。

年金支給開始年齢の引き上げは、年金支出を大きく減少させ、年金財政の健全化には大きな効果がある。しかし、年金が収入のない老後生活の保障である以上、安易にとって良い手段ではない。定年になって収入がなく、年金も受け取れないということでは老後生活は保障されなくなってしまうため、年金支給開始年齢までは働くことができるということが前提である。

この点については、当然ながらドイツの政権与党も意識しており、段階的な年金支給開始年齢の引き上げと併せて、高齢者の就業機会増大策を講じるとしている。新政権は「Initiative 50 plus」と名づけて、50歳以上の失業者を雇用した場合に補助金を給付することなどの高齢者就業促進策を打ち出している。

なお、2004年におけるドイツの55～64歳の就

業率は41.8%であるが、2030年までに現在のスキャンジナビア諸国と同程度まで引き上げることとされている。なお、連立政権の年金政策解説によれば、2004年の欧州各国の高齢者就業率(55～64歳)は以下のとおりである。

スウェーデン	69.1%
ノルウェー	65.8%
英国	56.2%
ドイツ	41.8%
フランス	37.3%
オーストリア	38.8%

(3) 過去の年金改革の抑制機能の効果発揮

2001年改革にはリースター年金の導入に伴う賃金スライドの抑制が盛り込まれ、2004年にも持続性要素の導入によって、やはり賃金スライドの抑制が講じられた。しかし、経済の低成長により、賃金水準は伸びなかった。一方で名目の年金支給額が保障されており、年金額が減少することはなかったため、これらの年金支出抑制策の効果は発揮されていない。連立政権の年金政策解説によれば、2005年には本来なら年金支給額は1.1%削減されるはずが据え置きとなり、結果、年金保険からは22億ユーロの追加出費となった。また、2006年には1.0%のマイナスになるはずが、やはり年金額は据え置かれ、このための年金保険の支出は20億ユーロと見込まれている。

新連立政権も、名目の年金給付額の保障は堅持し、年金の受給額が前の月から減少するようなことはしないとしている。しかし、予定されていた年金支出抑制策が機能しないと、過去の改革の目的が達成されないことから、リースター年金による効果と持続性要素による効果の双方について、抑制効果を発揮させるための「埋め合わせ要素(Nachholfaktor)」を導入することとしている。

(4) 2006年の緊急対策

このほか、2006年の一回限りの対策として、年金保険料を13回支払うこととされた。1か月分余計に保険料を払うわけであり、当然ながら、批判を浴びることとなったが、年金保険料率の上昇を避ける効果はあったとされている。連立政権の年金政策解説によれば、この緊急措置がなければ、2007年の年金保険料率は19.9%ではなく20.2%にする必要があった。

おわりに

ドイツ労働総同盟の社会保障に関する記事にあるように、年金改革に魔法の呪文は存在しない。人口の少子高齢化が続くもとは、賦課方式による年金制度の財政が厳しくなることは避けられず、改革の選択肢は結局のところ、収入を増やすための保険料率上昇あるいは増税、支出を減らすための給付カットあるいは支給開始年齢引き上げのいずれかになると考えられる。シュレーダー政権時代に、労組の反発を押し切って給付水準引下げを実行し、痛みを伴う改革を実現したことは評価できるが、継続する少子高齢化、経済の低迷により、ドイツでは更なる年金改革を迫られた。そして今回、ドイツの新政権が選択したのは、保険料率の引き上げと支給開始年齢の引上げであった。中でも注目されるのは支給開始年齢の引き上げである。これまで、先進国のうちで65歳よりも高い支給開始年齢を選択しているのは、67歳に引き上げることを決めているアメリカのみであったが、今回、ドイツも67歳に引き上げることで、我が国における次の年金財政再計算時の年金改革を巡る議論においても、論点の一つとなると思われる。

また、年金財政問題の根本的な解決策は少子化の流れを食い止め、将来の保険料を負担する世代が増えることにある。このため、我が国では育児休業期間中の保険料免除の拡大が16年改正に

盛り込まれ、ドイツでも従来から育児期間を年金給付において配慮する措置は行われていた。最近のドイツでは、さらに踏み込んで、年金から育児費用に着目した給付を行う動きがみられる。2001年の改革において既に児童補助が創設されているが、今回の選挙において、実現こそしなかったがCDU/CSUが年金財源による「子どもボーナス」を提唱したことは注目される。ドイツと同様に日本においても、先進国の中でも深刻な少子化が進行していることから、我が国の年金改革を議論する際には、年金制度の枠組みの中で、少子化対策として何ができるかを真剣に議論すべきであると思われる。

注

- 1) Rentenversicherungbericht 2003 p.13より引用。
- 2) Rentenversicherungbericht 2005 p.13より引用。
- 3) Die neue Rente:Solidaritaet mit Gewinn p.17より引用。
- 4) Koalitionsvertrag 2002-2006 (SPDと緑の党の連立協定)p.21より引用。
- 5) Die neue Rente:Solidaritaet mit Gewinn p.15より引用。
- 6) Die Wahlprogramme zur Bundestagswahl, Sozial Sicherheit 7-8/2005の記述を筆者が要約したもの
- 7) メルケル首相の属するCDU/CSUのホームページに掲載されている。

参考文献

- Die Wahlprogramme zur Bundestagswahl, Sozial Sicherheit 7-8/2005, Deutscher Gewerkschaftsbund
 Rentenversicherungbericht 2003, Bericht der Bundesregierung
 Rentenversicherungbericht 2005, Bericht der Bundesregierung
 Die neue Rente:Solidaritaet mit Gewinn, 2000, Bundesministerium fuer Arbeit und Sozialordnung
 Umsetzung des Koalitionsvertrages im Rentenversicherungsbericht 2005, CDU/CSU
 松本勝明2005「2006「ドイツ社会保障の動向—連邦議会選挙後の展望<上><下>」『健康保険』2005年12月号および2006年1月号掲載
 松本勝明2004「ドイツ社会保障論—年金保険—」信山社
 古瀬徹・塩野谷祐一1999「先進諸国の社会保障④ドイツ」東大出版会
 藤本健太郎2003「ドイツの社会保障の動向②年金改革」『週刊社会保障』No2239 pp.48-51
 藤本健太郎2005「日本の年金」日本経済新聞社
 (ふじもと・けんたろう 大分大学助教授)